

愛知県地域防災計画の修正案の概要

愛知県地域防災計画

災害対策基本法に基づき、愛知県防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

主な修正内容

防災基本計画の修正を踏まえた修正

○無人航空機の運用調整

- ・県災害対策本部 航空運用チームにおいて、航空機の運用を最適化するため、無人航空機の運用についても必要に応じて調整することを追記
- ・また、同チームが、国土交通省に対する緊急用務空域※の指定依頼を担うこと等について追記

※緊急用務空域とは

警察、消防活動等緊急用務を行うための航空機の飛行が想定される場合に、無人航空機の飛行を原則禁止する空域で、国土交通大臣が指定する（航空法第132条第1項）



○消防団員等が参画した防災教育

- ・児童生徒等に対する防災教育において、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めることを追記



○避難所等における各種対策

- ・医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて追記
- ・避難所が備えるべき非常用発電設備について、再生可能エネルギーの活用を含めた設備を具体例として明記
- ・避難所等における食物アレルギーへの配慮について追記



○防災関係機関相互の連携

- ・効率的な救助・救急活動のため、県、市町村及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて追記
- ・また、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するとともに、これを活用した訓練等を実施し、計画の効果的な運用に努めることについて追記

○その他の修正

- ・線状降水帯に関する情報提供について追記
- ・異常気象等により、船舶交通に危険が生じるおそれがある場合の交通規制について追記
- ・避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による市町村への助言について追記